

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）6月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

（宝塚市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第3条 宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(18)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第10号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表(第3条による改正関係)

(現行)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
<u>(13) 個人番号カードの再交付</u>	<u>1件につき800円</u>
<u>(14) 破産に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(16) 資格に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(17) 文書の受理に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(18) 前各項に定めのない事項の証明</u>	1件につき300円

(改正案)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
<u>(13) 破産に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(14) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(15) 資格に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(16) 文書の受理に関する証明</u>	1件につき300円
<u>(17) 前各項に定めのない事項の証明</u>	1件につき300円

参照条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律新旧対照表

(令和3年9月1日施行)

現行	改正案
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(16) 略</u> (情報提供ネットワークシステム)</p> <p>第21条 <u>総務大臣</u>は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><u>(4) 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。</u></p> <p><u>(5)～(17) 略</u> (情報提供ネットワークシステム)</p> <p>第21条 <u>内閣総理大臣</u>は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。</p> <p>2 略</p>

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課

個人番号カードの再交付手数料を定める条例について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及促進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般の第 204 回国会に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が提出されており、同法律案中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれております（別添参照）。

このため、「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」（平成 27 年 4 月 17 日付け事務連絡）を踏まえ、マイナンバーカードの再交付手数料について条例に定めのある団体におかれては、上記改正部分の施行期日（令和 3 年 9 月 1 日）以降は当該条例の規定が不要となることが想定されますので、予めお知らせいたします。

各都道府県におかれては、この旨域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局住民制度課

担 当：小林

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担 当：松本、渡辺、佐藤

TEL：03-5253-5517、03-5253-5366（直通）

FAX：03-5253-5592

メール：juki@soumu.go.jp

参照条文

○改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 （略）

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。